大阪府石油コンビナート等防災計画

（案）

令和３年　月改正

大阪府石油コンビナート等防災本部

用語の定義

この防災計画における用語の定義は、次に定めるところによる。

１　石災法 ――― 石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）をいう。

２　施行令 ――― 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和５１年政令第１２９号）を

いう。

３　防災本部 ――― 石災法第２７条第１項の規定に基づき設置された大阪府石油コンビナー

　　　　　　　　　　　　　 ト等防災本部をいう。

４　現地本部 ――― 石災法第２９条第１項の規定に基づき設置された大阪府石油コンビナー

　　　　　　　　　　　 ト等現地防災本部をいう。

５　防災計画 ――― 石災法第３１条第１項の規定に基づき作成された大阪府石油コンビナー

ト等防災計画をいう。

６　特別防災区域 ――― 石災法第２条第２号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。

７　防災関係機関 ――― 石災法第２７条第３項第４号に定める大阪府、関係特定地方行政機関、

　　　　　　　　　　　　　 関係地方行政機関、関係市町・関係一部事務組合、関係公共機関及び

陸上自衛隊並びに府警察をいう。

８　関係地方行政機関 ――― 近畿経済産業局、近畿運輸局、大阪航空局（大阪空港事務所、関西空港

　　　　　　　　　　　　　 事務所）及び大阪管区気象台をいう。

９　特定事業所 ――― 石災法第２条第４号及び第５号に定める第１種事業所及び第２種事業所

　　　　　　　　　　　　　 をいう。

10　その他事業所 ――― 特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。

11　特定事業者 ――― 石災法第２条第９号に定める第１種事業者及び第２種事業者をいう。

12　その他事業者 ――― 特別防災区域内に所在する特定事業者以外の事業者をいう。

13　地域防災計画 ――― 災害対策基本法（昭和３６年法律第２３３号）第２条第１０号に定める

　　　　　　　　　　　 　計画をいう。

14 災害対策本部 ――― 災害対策基本法第２３条第１項に定める災害対策本部をいう。

15　災　　　　　 害 ――― 石災法第２条第３号に定める災害をいう。

16 異常現象 ――― 石災法第２３条第１項に定める特定事業所における出火、石油等の漏洩

その他の異常な現象をいう。

17 大容量泡放射システム――― 施行令第１３条第１項の大容量泡放水砲及び第３項の大容量泡放水

砲用防災資機材等並びに第１４条第５項の大容量泡放水砲用泡消

火薬剤をいう。